

2023年度

NPO 法人子どもの権利オンブズパーソンながさき
事業報告書(HP用)



2024年7月

NPO 法人子どもの権利オンブズパーソンながさき

も く じ

はじめに	1
I NPO 法人子どもの権利オンブズパーソンながさきについて	2
II 子どもの権利オンブズパーソンながさきの事業について	3
III 2023年度相談状況	8
IV 相談事例紹介	12
V その他の事業(広報・啓発活動など)	13
VI 研修・会議	19
参考資料	
1 NPO 法人子どもの権利オンブズパーソンながさき定款	20
2 事業収支	30

はじめに

子どもの権利オンブズパーソンながさき6年目を終えて

NPO 法人子どもの権利オンブズパーソンながさき

代表理事 古豊 慶彦

日頃より当法人の活動にあたたかいご支援をくださり、本当にありがとうございます。皆様からの多くの支えもあり、6年目の活動を無事に終えることができました。

2023年度も昨年度と同様、①通常事業（個別相談・制度改善）、②不登校児童生徒支援における学校内別室への支援員派遣事業（令和4年度（補正予算）社会福祉振興助成事業）、③子どもアドボカシーに関する事業の3つを大きな柱として取り組みました。

2023年4月はこども家庭庁ができ、こども基本法が施行されました。同じく4月に長崎県議会議員選挙、長崎市長選挙が行われることに合わせて、「子どもの権利条約で定められた子どもの権利は長崎県（市）で保障されているか」「子どもの権利条約にのっとった『子ども条例』が長崎県（市）でも必要か」など、候補者へアンケート調査を行いました。

また、5月20日には「第3回子どもアンケート」を長崎市の浜の町アーケードで実施。「子どもの権利条約を知っていますか？」「こども基本法を知っていますか？」という質問に、188名の方々が回答に協力してくれました。

6月4日には「第7回子どもの権利フォーラム」を共催。こども基本法をテーマに、前記した子どもアンケートの結果も報告しながら、福岡県弁護士会の柳優香弁護士を講師に学びました。

7・8月には不登校関連の取組として、「フリースクール等スタッフ研修会」「長崎県不登校シンポジウム」を開催しました。不登校支援等を行っている団体の方々と一緒に取り組む貴重な機会でした。

10月半ばからは「子どもアドボケイト養成講座【基礎講座】」を開催。長崎県内外から48名が受講し、47名が修了しました。初めての運営で準備や実施などバタバタでしたが、受講者の中から長崎県の子どもアドボケイトに認定された人もいて、長崎県の意見表明支援事業へ多少なりとも寄与できたと考えています。

2024年3月には別室支援事業の中で作成していた「子どもの権利を保障する校内教育支援センターについての提言」を、長崎県教育長へ直接手渡すことができました。2021年度から取り組んできた学びを詰め込んだ提言です。当法人の事業とは別に、2024年度は長崎県と市町の連携による校内教育支援センターが県内8市町で設置され、115名の支援員が配置されているとのことです。

2023年度も盛りだくさんな内容だったとあらためて思います。このような活動ができたのも皆様のご支援あってです。今年度もオンブズながさきらしく活動していきますので、あたたかいご支援をどうぞよろしくお願いいたします。

2024年7月

I NPO 法人子どもの権利オンブズパーソンながさきについて

1 子どもの権利オンブズパーソンながさき事業開始まで

子どもの権利オンブズパーソンながさきは市民団体「子どもの権利条約ながさきネット」が 2018 年 6 月から相談窓口「オンブズルーム」を開所し事業を開始しました。

背景のひとつに 2014 年 1 月に起きた新上五島町での子どもの自殺で第三者委員会が作成した報告書に常設の第三者機関の必要性が提言されたことがあげられます。

私たちとしても子どもの権利に立つ常設第三者機関が必要ではないかと思うようになり、そのようなかで子どもの権利を守る公的第三者機関「子どもの人権オンブズパーソン」を知り、民間で近いものができないかと模索を始め、2018 年 5 月 20 日（日）に行われた子どもの権利条約ながさきネット総会にて「子どもの権利オンブズパーソンながさき事業」への取り組みが承認されました。その後 2018 年 6 月 2 日（土）長崎市川口町に相談場所「オンブズルーム」を開所し、同日開所式を行いました。

2 NPO 法人格を取得し団体化へ

これまで市民団体「子どもの権利条約ながさきネット」の一事業でしたが、事業の発展等の観点から独立し団体化することを事業開始時から目指していました。

多くの皆様のご協力もあり、2019 年 11 月 23 日に NPO 法人子どもの権利オンブズパーソンながさき設立総会、2020 年 1 月 29 日に NPO 法人認証、そして 2 月 19 日に設立となりました。

3 オンブズルームの移転

2018 年に開所した際は長崎市川口町に相談場所としてオンブズルームを開いていましたが、経費の関係から 2019 年 1 月に長崎県子ども劇場連絡会の事務所である大黒町に移転し、場所をお借りしていました。その後 2020 年 6 月に本石灰町に移転し、2024 年 1 月から現在の「長崎市大黒町 4-4 レジデンスたかひら 1F ほっと HOT スクエア長崎駅前内」へ移転しました。

4 主な助成事業

- ・令和 4 年度 社会福祉振興助成事業
- ・令和 4 年度 民間団体自殺対策事業（コロナ対策分）
- ・令和 4 年度 日教弘長崎支部奨励金助成事業
- ・一般財団法人未来基金ながさき 第 1 回 ながさき子ども応援基金 2022 年度助成金事業
- ・令和 4 年度（補正予算）社会福祉振興助成事業
- ・令和 5 年度 民間団体自殺対策事業（コロナ対策分）
- ・令和 5 年度 日教弘長崎支部奨励金助成事業 など

II NPO 法人子どもの権利オンブズパーソンながさきの事業について

1 団体の目的・事業

NPO 法人子どもの権利オンブズパーソンながさきの目的（定款第3条）

この法人は子どもに関する相談支援事業を行うとともに、子どもの権利条約の周知、子どもに関する制度や施策への提言などを行い、子どものいのちと権利が大切にされ、子どもが安心して SOS を発信することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

NPO 法人子どもの権利オンブズパーソンながさきの事業（定款第5条）

この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 子どもに関する相談支援事業
- ② 子どもに関する施策や制度等への提言等を行う制度改善事業
- ③ 子どもの権利条約等、子どもの権利に関する広報啓発事業

2 事業概要:子どもに関する相談支援事業

団体の定款に加え、3つの事業それぞれに概要を作成しました。

1) 目的

この事業では子どもやその関係者からの相談を受け、丁寧に話を聞き、子どもを権利の主体として解決が図られるように取り組む。関係者からの相談の場合、まずは当事者の子どもに会う機会を作るようにする。

また、解決策を押し付けるのではなく一緒に解決策を考え、問題の核を明確にして多様な視点を大切にして、コーディネーター、相談員、オンブズパーソンで連携しながら関わる。

2) オンブズルーム

この事業では相談窓口としてオンブズルームを設置する。相談対象は子ども及びその関係者で、相談内容は子どもに関わるものとする。相談方法は電話、メール、手紙、来所等による。

3) コーディネーター

コーディネーターは相談窓口で常駐し相談を受け付け、解決に向けての助言や関係調整をおこなう。また、事実確認のために関係者からの聞き取りを可能な限りおこなう。

4) 相談員

相談員はコーディネーターの調整によって事例の相談にあたる。週 1 回程度、コーディネーターと共に相談員会議をおこなう。

5) オンブズパーソン

オンブズパーソンは、司法・医療・教育や福祉などの学識者で、各専門的立場からコーディネーター、相談員の問い合わせに適宜助言等をおこなう。

6) 外部顧問

外部顧問は、司法・医療・教育や福祉などの学識者で、各専門的立場からコーディネーター、相談員の問い合わせに適宜助言等をおこなう。また、外部顧問は事例によってはオンブズパーソンの役割(代理オンブズパーソン)につくことができる。

7) 検討委員会

検討委員で構成された検討委員会を設置し、必要に応じて検討会議をおこなう。検討委員は相談員から若干名と、コーディネーター、オンブズパーソンが担う。多様な視点を重視し、各検討委員の専門性をもって事例の支援方針を定める。

8) 調査

調査は子どもの最善の利益のためにおこなう。

9) 代弁

支援方針に沿って子どもの意見・意思表示のサポートをおこなう。子どもが自らで意見・意思表示できない場合には、子どもの許可を得た上でその代弁を関係者、関係機関等へおこなう。

10) 関係者・関係機関との協働

事例の関係者・関係機関と可能な限り協働をおこなう。協働は子どもの最善の利益のためにおこなわれる。

11) 要望書等の作成

支援の中で要望書等を作成する場合がある。要望等は子どもの最善の利益のために作成され、子どもと一緒に作成する。

12) 事例公表

相談支援事業で解決が図られず、かつ権利救済がおこなわれなければ子どもの福祉が著しく侵されると判断される場合は、権利侵害の状況について報道機関等への事例公表をおこなうことを通じて、責任ある救済機関で子どもの権利救済が適切に行われるよう働きかけを行う。

事例公表は子どもの最善の利益のためにおこなわれ、決してそれを損なってはならない。また、子ども本人と保護者の同意のもと、検討委員会の総意で決定する。

3 事業概要:子どもに関する施策や制度等への提言等を行う制度改善事業

1) 目的

この事業では相談支援事業を行う中で子どもに関する施策や制度の不備等が見えてきた場合、それらが適切に子どもの権利を守るよう機能するための調査、検証、要望、提言等をおこなう。

2) 制度改善事業の実施

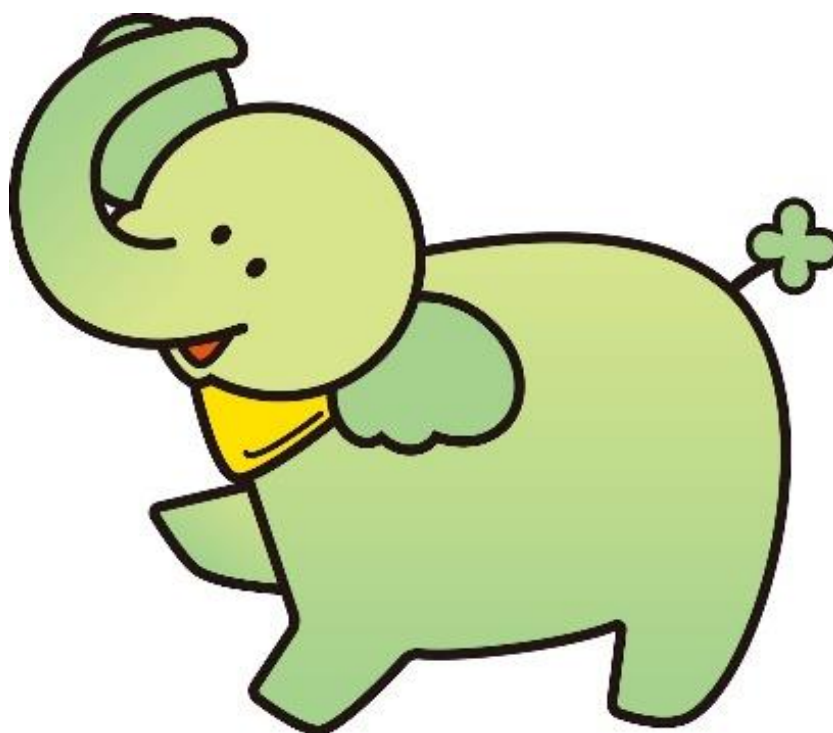
制度改善事業において要望や提言等を発する場合には検討委員会で検討する。

4 事業概要:子どもの権利条約等、子どもの権利に関する広報啓発事業

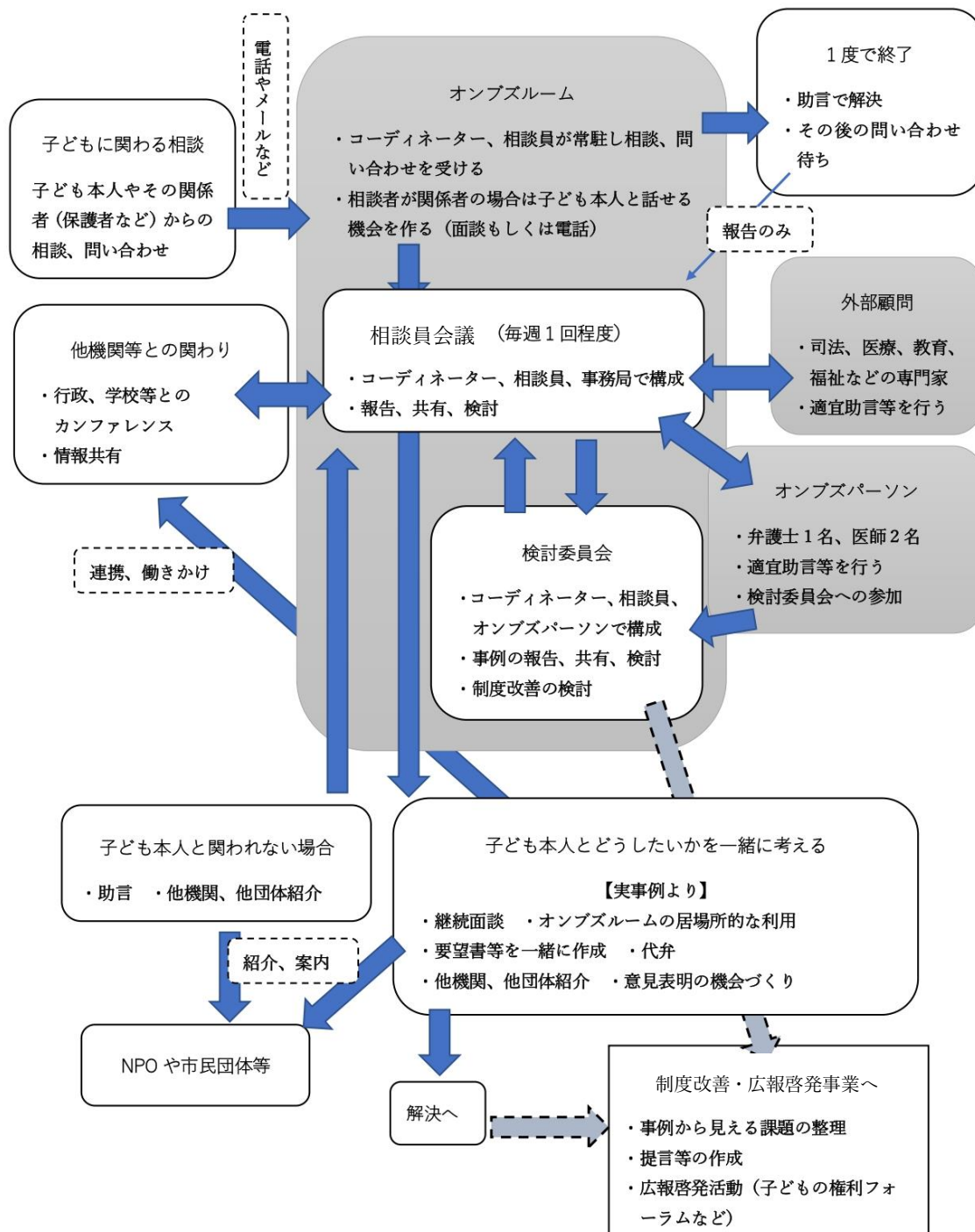
1) 目的

この事業では子どもの権利条約等、子どもの権利について子ども本人や親をはじめ、子どもに関わる全てのおとなに知ってもらうように広報啓発を適宜おこなう。

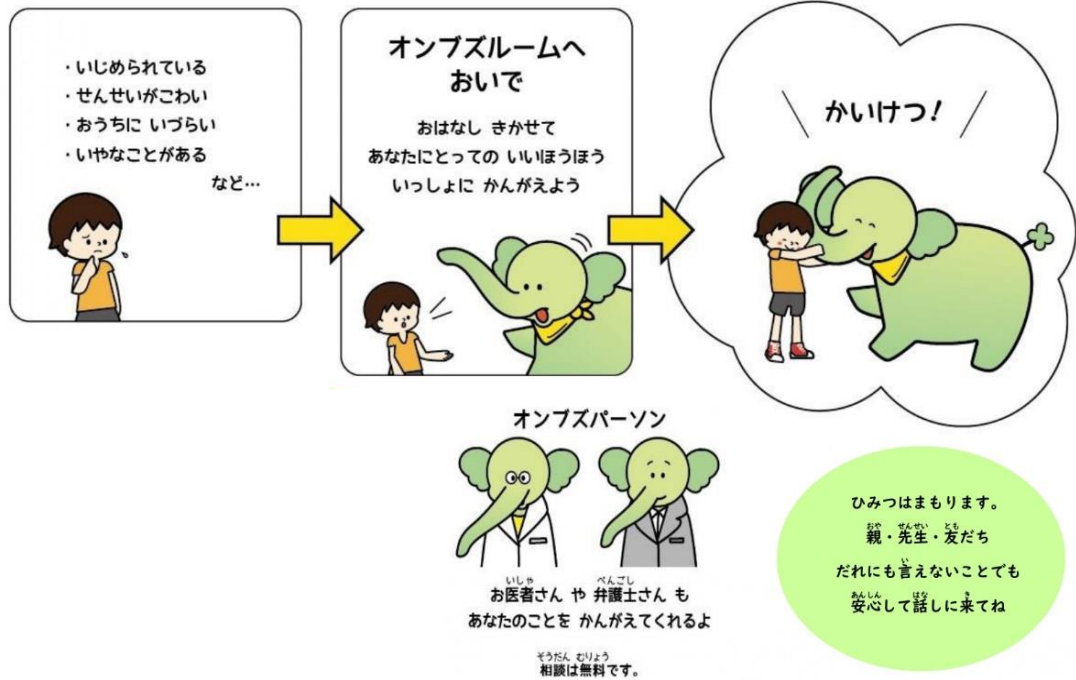
また、相談支援事業や制度改善事業も含む事業報告を少なくとも年に1度はおこない、事業の現状を多くの方々に知っていただくとともに、事業の中で聞こえてきた子どもたちの声を社会に発信する。



5 子ども救済の流れ



子どもの権利オンブズパーソンながさきとは...



えぬびーおーほうじん **NPO法人** **子どものいのちとけんりをまもる**
子どもの権利オンブズパーソンながさき

おはなし
きかせて

相談窓口・オンブズルーム

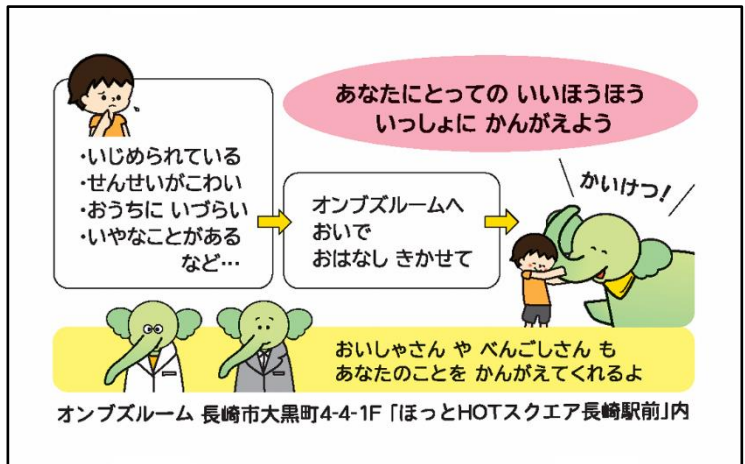
開いている時間

水ようび	11:00~19:00
木ようび	18:00~21:00
土ようび	14:00~18:00

=開いている時間につながります=
そうだん ☎ 080-3187-9156
※そうだんはむりょうです

メール

LINE



Ⅲ 2023年度相談状況

1 相談状況

新規相談件数は14件で、2021年度(8件)2022年度(14件)から横ばいでした。月別件数が以下の通りです。

(1) 各月新規相談・問い合わせ(件)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
総数	0	0	4	0	0	2	
子ども本人	0	0	1	0	0	1	
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
総数	4	3	0	0	1	0	14
子ども本人	0	1	0	0	0	0	3

※子ども本人の件数はその月の件数のうち何件が子ども本人かというもの

※上記他昨年度よりの継続が6件(今年度対応計20件)

(2) 初回相談者・手段(新規)

初回相談者	件数	手段
子ども本人	3	電話…3
母親	6	電話…6
父親	1	電話…1
祖父母	0	
医療機関	0	
その他・不明	4	電話…3、メール…1
合計	14	電話…13、メール…1

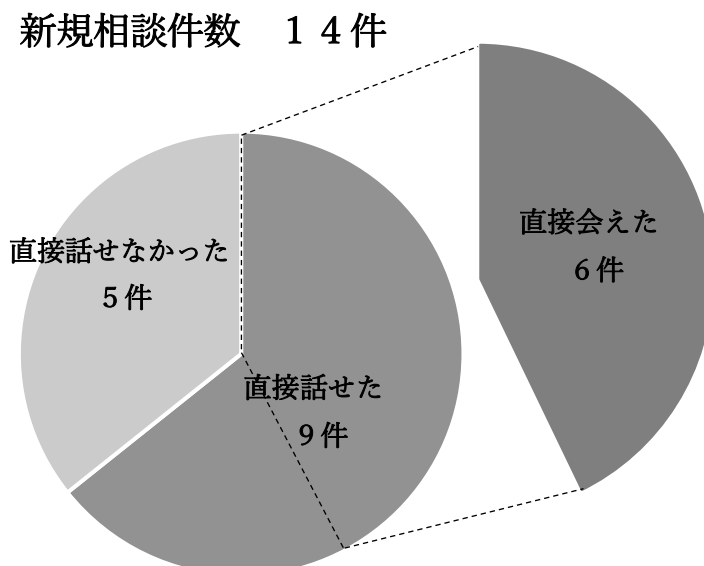
14件の問い合わせのうち3件が子ども自身からの問い合わせでした。その中には電話相談を複数回往復するケースもありました。

その他・不明は、県民・市民、他県の相談機関等からの情報提供などの他、所属や立場を聞けていないものです。

新規件数は昨年度と比べ横ばいでした。2023年度はカードの配布(長崎市・諫早市・時津町・長与町・西海市の全公立小中学校)を夏休み明けに実施し、その影響もあり9~11月に相談が少し増えたと思います。名刺カードの配布は今後も最低年に1回程度は継続して実施する必要があると思います。

子どもから直接相談を受けるにあたっては、現状の電話・メール・来所主体の方法では難しいと感じますが、開所時間が限られていることなどもあり、LINEなどの方法になかなかシフトできていないという課題があります。

(3) 子ども本人と直接話す・会うことができた件数(新規)



※直接話すとは“子ども本人と直接会う”“子ども本人と電話などで話す”の合計

子ども本人と直接話すことができた件数は9件で、その内会うことができた件数は6件でした。ケースによっては多少介入の必要を感じても、子ども本人と起こった出来事について話すことが難しい場合もあり、これからに向けて保護者を支えるという方法にならざるを得ないこともありました。

子どもと直接話せたが会えなかったケースは子ども本人からの電話で、その電話のみで終わったというものです。直接話せなかったケースは、保護者からの連絡のみで終わったケース、保護者とは面談できたが子ども本人には会えなかったケースです。

(4) 相談主訴(新規)

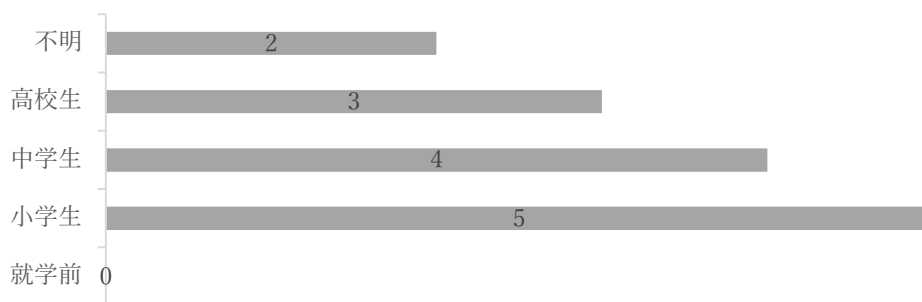
学校・教職員等の対応	不登校 (不登校気味含む)	いじめ	交友関係 (いじめを除く)	家庭の悩み
3	3	0	2	0
子育ての悩み	虐待	進路	その他	合計
0	0	1	5	14

※複合的な場合は相談初期の主訴でカウント

2023年度は学校・教職員等の対応と不登校(不登校気味含む)がメインという結果でした。これまで同様相談の多くが複合的に課題を抱えていることが多いため、上記はあくまでも参考程度です。その他については情報提供などが主でした。

交友関係については2件とも子ども本人からの相談でした。子どもにとっては重要なテーマなのだと感じました。相談員と複数回電話をして、その都度状況を確認しながら進めたケースもありました。

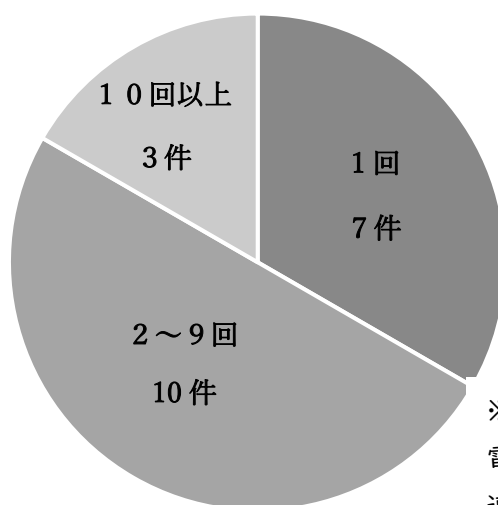
(5) 相談対象となる子どもの学齢(新規14件)



※就学前の新規相談はありませんでした。

(6) 対応回数(新規14件・継続6件)

対応件数 20件



※対応回数には相談者との面談、電話対応、メール対応、他機関との連携等の対応が含まれる

(7) 曜日別来所者数(のべ・人)(新規・継続)

来所者	水曜日	木曜日	土曜日	合計
子ども	8	3	2	13
保護者	11	5	3	19
その他	10	13	3	26
合計	29	21	8	58

※開所時間…水曜日(11:00~19:00)、木曜日(18:00~21:00)、土曜日(14:00~18:00)

※祝祭日、お盆期間、年末年始は休み

※その他はケース関係者（主に教員）、行政、メディア、当団体の協力者など

※上記他、開所日以外の対応が数件あり

来所者数については、年々減少していますが、これは居場所的な利用が減り、相談窓口的な利用が多くなっているからだと考えています。電話・メールなどのやり取りは発生しており、また、物理的な場所があることで来所を促し子どもと関わる機会となるため、居場所の必要性は感じています。

(8) 相談者所在地(件) (新規)

長崎市	長崎市外	長崎県外	不明
5	5	1	3

2023年度は長崎市・長崎市外からの相談が同数でした。今年度から新たに西海市にも名刺カードを配布しましたが、把握できる範囲でその地域からの相談はありませんでした。



2023年4月に実施された長崎県議会議員選挙に合わせて、候補者へアンケート調査を実施しました。

子どもの権利条例や子ども施策を中心に尋ね、候補者のうち13名から回答を得ることができました。

23 統一選 なかさき

全ての子どもを個人として尊重することや基本的人権の保障などを掲げた「子ども基本法」が1日施行された。国の子ども政策の司令塔となる「子ども家庭庁」も同日設立された。子どもを重視した政策が注目される中、長崎市のNPO法人「子どもの権利オンブズパーソンながさき」が、県議選（9日投票）の候補者に、子どもの権利保障について問うアンケートを実施している。【樋口岳大】

「権利保障は」「条例必要か」

長崎市のNPO 県議選候補者にアンケート

子ども基本法は、全ての子どもについて年齢や発達に応じて意見が尊重され、最善の利益が優先して考慮されることなどを基本理念に掲げる。同法は、子ども施策の策定・実施などで施策の対象となる子どもらの意見を反映させるため、国や自治体に必要な措置を講じるよう求めている。

子どもの権利オンブズパーソンながさきは2018年に設立され、学校などでの問題で悩む児童生徒から相談を受ける事業や、不登校の子どもが通う学校内の別室に支援員を派遣する事業などを続けてきた。

子どもの権利を巡っては県内では、児童養護施設などに入所する子どもの意見を聴いて代弁する「意見表明支援員」を県が養成するなどしており、同NPOは県議選の立候補者へのアンケートを決めた。子どもの権利が定められた子どもが生きやすい社会は、みんなが生きやすい社会の実現に向かってほしい」と話す。回答は同NPOのホームページに順次掲載する。

子どもが生きやすい社会は みんなが生きやすい

子どもの権利を巡る現状について会議で話し合う「子どもの権利オンブズパーソンながさき」のメンバー

毎日新聞 2023年4月2日

V その他の事業(広報・啓発活動など)

1 令和5年度民間団体自殺対策事業費補助金(コロナ対策分)

今年度は2024年1月にオンブズルームを引っ越したため、引っ越し先住所が記載された名刺カード・リーフレットを新たに作成する費用として活用しました。

その他、相談員への謝金補助、また、2023年12月末日までの相談スペース拡張賃借料に充てさせていただきました。

2 令和5年度日教弘長崎支部奨励金助成事業

今年度は「①子どもアドボカシー学会第2回研究大会への参加」、「②第20回『地方自治と子ども施策』全国自治体シンポジウム2023小金井への参加」及び「③子どもアドボカシー団体内連続研修会開催」の3つの事業を実施しました。

①②に関しては、当法人理事それぞれ1名ずつが参加しました。全国の先進事例を学び、先進的な事業に取り組む団体や自治体の人たちと交流できる貴重な機会です。それぞれの機会を得た学びを事務局会議で共有しました。

③ではアドボカイト活動に先進的に取り組むNPO法人子どもアドボカシーセンターOSAKA代表理事の奥村仁美さん、一般社団法人子どもの声からはじめよう代表理事の川瀬信一さんを講師に、2回の連続研修会を実施しました。質疑応答の時間ではそれぞれの活動の詳細をじっくり聞くことが出来る少人数ならではの貴重な機会でした。

その他アドボカイト活動に活用するグッズとして、「子どものけんり なんてやねん!すごろく(子どもの権利条約関西ネットワーク)」を購入しました。今後の活動の中で活用していきます。

3 ながさき子ども応援基金2022年度助成金事業(一般財団法人未来基金ながさき)

この事業では「①第1回フリースクール等スタッフ研修会開催事業」及び「②第1回長崎県不登校シンポジウム開催事業」の2つを実施しました。

①は2023年7月9日に開催。長崎県内から16名(8団体)が参加されました。ファシリテーターの永田賢介さん(認定NPO法人アカツキ)進行の元、前半は【“休むことの意味”を子どもにどのように説明しますか?】というテーマでグループワークを行い、その後の全体での共有では「教育機会確保法を子どもに説明することがある」「どんな言葉で説明しても納得してくれないこともあると思う」などの意見が出ました。

後半は自由テーマでグループワーク。【大人数や集団が苦手な方のサポートや対応はどうされていますか?】【学校とのかかわり】【個別での関わりから集団への移行のタイミング、きっかけ。そもそも促すのか?】【親の望みと子の望みがはなれている時】という4つのテーマが参加者から出され、それぞれ関心あるテーマへ分かれて実施しました。



終了後のアンケートでは「実際の事例を出しながらアドバイスを出し合い、支援方法などを話し合いたい。それぞれの居場所やフリースクール、事業所などの活動内容や運営方法などをくわしく知れると連携が取りやすいかも。」「支援する側のあるあるを共有でき、また違う方向からの意見が聞け、実りある一日でした。」「今回とても話しやすい会でした。また機会があれば参加したいです。」などの感想が寄せられました。

②は2023年8月20日に開催。参加者は会場44名、オンライン25名の計69名でした。フリースクール等の4団体の協力を得て4名の方々に登壇していただきました。進行役は当法人の理事でもあり、長崎市で不登校・ひきこもりを考える親の会たんぽぽ代表の古豊史子さんが行いました。

登壇者がそれぞれの経験を話した後、それぞれの“きつかったエピソード”、“他の家族との関わり”、“学校との関わり”などのテーマに合わせて話が進みました。

休憩後には会場からの質問を受け付け、“家に子どもがいて親だけが外へ出かけるのに心配になるがそういう経験はありますか？”“時々しか学校に行っていないが給食費はどのようにしたらよいか？”“親の会について知りたい”などの質問に答えました。

会場にはフリースクール等のパンフレットなどを置き、参加者に自由に持って帰ってもらうコーナーも作り、情報提供の場にもなったと考えています。

終了後の感想には「辛い思いをたくさんしたけど、その後に出会った人達が幸せに導いてくれました。今日のシンポジウムもそのひとつです。」「このシンポジウムが学校関係者、教育関係者、もしくはまだ悩んでいる保護者、さらにはもっと上の行政の方までも知って欲しい、届いてほしいなと思いました。」「登壇者の方々一人一人のエピソードに自分の家庭と重なることが多くて、共感しまくり、涙目になりっぱなしでした。」などが寄せられました。

4 令和4年度(補正予算)社会福祉振興助成事業

今年度も昨年度に続き助成金をいただき、「**学校内別室への支援員派遣による学校内の居場所づくり事業**」を実施しました。

「学校内別室への支援員派遣事業」では2022年度に引き続き長崎市の公立小学校・中学校各1校、そして2023年度から新たに西海市の公立小学校1校と佐々町の公立中学校1校の計4校で実践を行いました。実践日数は4校合わせて186日、関わった児童・生徒数は延べ914名でした。



2023年度は長崎市以外の地域で初めて実践しました。西海市の実践は支援員の人数確保がうまくいかず週1回しか行くことができませんでした。週1回では前の週に溜まったストレスなどを解消するだけで終わってしまうことが多く、ゆっくり対話する時間を確保することが難しく感じました。最低でも週2回は訪問する必要があると考えました。

佐々町の実践ではその地域の団体と連携しながら取り組むことができました。その地域の団体が主体となり、当法人がサポートするという新たな形での挑戦でしたが、月1回当法人からも支援員が入り、子どもたちや支援員の様子を見たり、月1回のミーティングで情報共有するなど、遠方の地域でも実践ができることがわかりました。

また「制度づくりにむけたシンポジウム開催及び提言書作成事業」では「子どもの権利を保障する校内教育支援センターについての提言」を作成し、長崎県へ提出しました。

提言については会議体を設置し、毎月1回会議しながら作成し、2024年3月13日(水)に長崎県庁にて前川謙介県教育長に提言書を提出しました。長崎県は2024年度から別室登校支援の事業費として新年度予算案に3300万円を計上し、市町と連携しながら教室に入れられない子どもの多様な学びの場や居場所として小中学校に「校内教育支援センター(スペシャルサポートルーム)」設置を促進していくことになっており、そのタイミングでこれまでの学びを踏まえ提言できた意義は大きいと考えています。

提言書を渡す際には長崎県教育長の他、教育次長、児童生徒支援課長の他、長崎県議会議員2名も出席し、提言提出後は30分の意見交換の機会もあり、とても有意義な時間となりました。



↑ 記者発表の様子



↑ 意見交換の様子

「別室登校」安心の居場所に

NPO 支援経験踏まえ提言

県は、さまざまな理由で小中学校の教室に入れられない子供が校内の別室で学ぶ「別室校」を支援する事業を2024年度に始める。9月から独自に別室への支援員派遣に取り組んで

県は、さまざまな理由で小中学校の教室に入れられない子供が校内の別室で学ぶ「別室校」を支援する事業を2024年度に始める。9月から独自に別室への支援員派遣に取り組んで

県は、さまざまな理由で小中学校の教室に入れられない子供が校内の別室で学ぶ「別室校」を支援する事業を2024年度に始める。9月から独自に別室への支援員派遣に取り組んで

来年度の県事業

きたNPOが「子どもの権利オンラインセッション」(長崎県)は13日、「自分たちの経験を生かしてほしい」と県と県教委に提言書を出した。(松本美緒)

支援員を派遣。23年9月には西海市の小中学校1校でも始め、10月には佐々町の中学校でも地域団体と協力して取り組みを始めた。NPOは派遣前の支援員や支援、当事者の経験、発達障害などの困難を抱えた子供の支援について学ぶ研修を実施し、子供の意思を尊重し支援につなげるように工夫してきた。派遣開始後も支援員のミーティングを毎月開き、感じたことや困っていることについて、大学の研究者らから助言を得られるようにしている。

こうした経験を踏まえて、NPOは県の事業「結果のみを目標としない支援」が子供が学びたい支援の優先順位を確保し、休息や帰りの復讐への配慮、結果のみを目標としない支援の確保や身元の確認、個人情報管理の確保などが相談できる環境づくりなどが課題になることが想定される。自らも不登校を経験したNPOの古野慶彦代表理事(38)は「別室で過ごした経験はその後の学校生活や人生を支える土台になり得る。校内教育支援センターの役割を明確にして子供が立ち寄って休める居場所にしてほしい」と話した。

前川謙介・県教育長(右)に提言書を手渡すNPOの古野慶彦代表理事

長崎県庁で

毎日新聞 2024年3月14日

「事業終了報告会開催事業」では昨年同様事業報告動画を作成し、当法人のYoutubeチャンネルで公開しました。その他事業報告書も作成しています。それぞれ下記にQRコードを記載していますのでそちらからご覧ください。提言書全文もご覧いただけます。



←長崎新聞
2024年4月5日



事業報告動画は当法人の YouTube チャンネルにて公開しています。右の QR コードから視聴できます。 →



← 提言書の全文は左の QR コードから読むことができます。

5 夏休み明けの子どもの自殺対策について

夏休み明けは各月の統計の中で子どもの自殺が一番多い時期です。長崎市では数年前から NPO や市民団体が夏休み明け前後に子どもが安心して駆け込める居場所を臨時開設するなど、様々な媒体で子どもへのメッセージを発信しています。

当団体でも昨年度に引き続き今年度も夏休み明けにあわせ臨時に相談窓口を開所し、電話相談、来所相談ができる体制をとりましたが、当日の利用はありませんでした。

開所理由	月日・開所時間	電話相談・来所者
夏休み明け駆け込み居場所	2023年9月1日(金) 7:00~12:00	子ども…0 その他…0

6 第7回子どもの権利フォーラム「知ろう いかそう つながろう！ こども基本法」の共催

2023年6月4日に、第7回子どもの権利フォーラムを長崎県庁1階協働エリアにて、市民活動団体「子どもの権利条約ながさきネット」との共催で開催しました。

当日は講師に柳優香弁護士(福岡県弁護士会)をお迎え、2023年4月に発足したこども家庭庁やこども基本法について学びました。



↑長崎新聞2023年6月7日

また、フォーラムの中で2023年5月20日に実施した「第3回子どもアンケート」の結果も報告しました。

参加者は約30名でした。以下参加者からの感想です。一部抜粋して掲載します。

「しつけ=子どもをコントロール」というお話にはっとしました。自由は放任ではないことなどを考えて、どうしたらいいのかもやりましたが「枠組を作って子どもが自分でできるように習慣化すること」という説明にすっきりしました。

こども基本法の成り立ちなど学ぶことができてよかった。法律ができ、子どもに権利について話やすく子どもと一緒に管理を考えやすくなると思った。できることから始めていこうと思います。

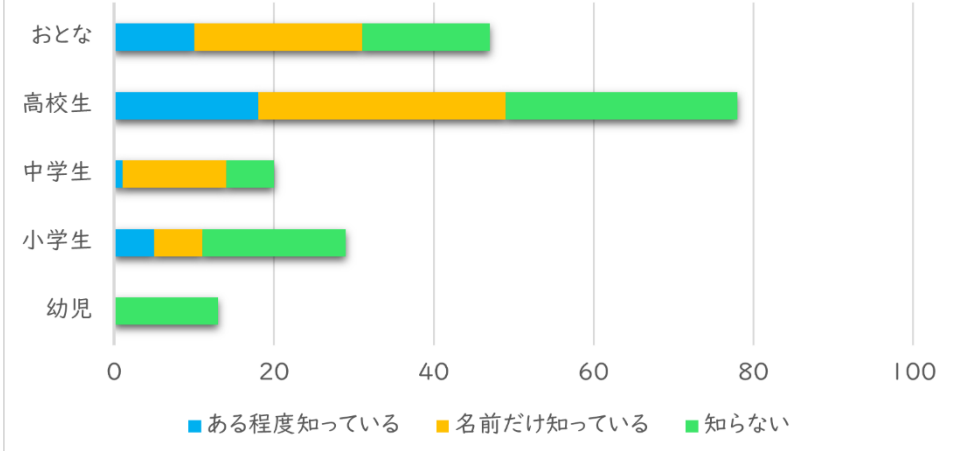
「こども基本法」について中身を知ることができてよかったです。長崎にも子ども権利条例、子どもの権利救済委員会、必要ですね、欲しいですね。多くの人に「子どもの権利条約」「こども基本法」を知ってもらうことが大事ですね。シール投票とてもよいと思いました。

こども基本法の事は残念ながら今回初めて認識し、この回に参加しました。子どもの権利条約が、広く生きるためにこども基本法が必要だとわかりました。この法律がこどもにとって最善の利益につながるよう、市民として関心を持ち続けたいと思います。

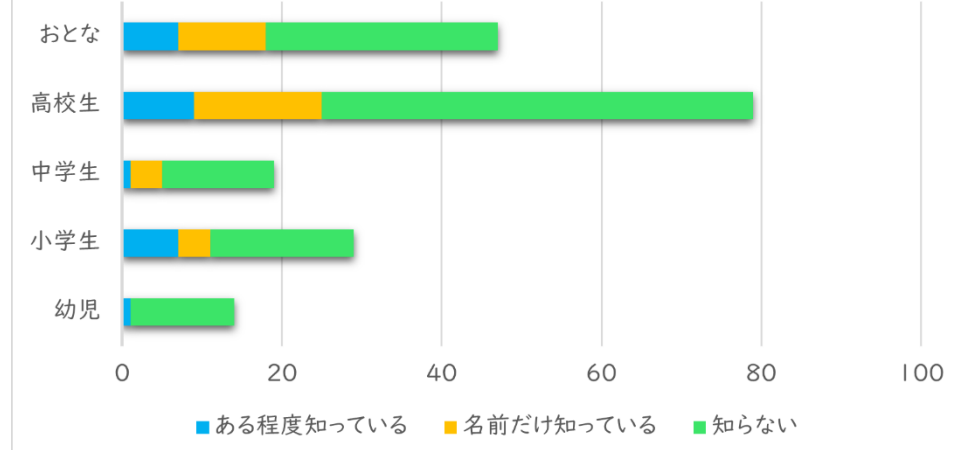
7 第3回子どもアンケートの実施

2023年5月20日に浜の町アーケードハマクロス前にて第3回子どもアンケートを実施しました。2022年の第2回に続いて3回目の実施となりました。今回はこれまでと質問内容を変え、「子どもの権利条約を知っていますか?」、「こども基本法を知っていますか?」という2つを投げかけ、188名の方が回答に協力してくれました。回答結果は以下の通りです。

子どもの権利条約を知っていますか？



こども基本法を知っていますか？



8 子どもアドボカシーに関する事業

2023年度は子どもアドボカシー学会との共催で、初めて「子どもアドボケイト養成講座【基礎講座】」を開催しました。48名が受講し、47名が修了しました。準備や運営など大変なことも多かったですが、とても良い学びの機会になりました。



子どもアドボケイト養成講座

【基礎講座】

子どもアドボカシーとは、子どもの思いや願いを聞き、子どもがそれ自分でできるように助けたり、子どもに代わって言ったりすることを通じて、子どもの思いや願いが実現することを目指す活動です。今回の基礎講座では、最初に専門家や実践者のほか、社会関係機関の経験者を招き込んで、子どもの権利（基本的人権）を守るために、子どもアドボカシーの基礎を学びます。

実施日程：2023年10月23日(月)～12月11日(月) 6日隔10コマ
受講対象：どなたでも
受講方法：オンライン（YouTubeとZoomを利用します）
 無料として事前に1コマ1時間程度のYouTube動画を視聴していただき、当日はZoomを利用してグループ協議の後、質疑、集約交換を行います。
定員：80名
受講料：¥12,000（30歳未満 ¥6,000/学生会員 ¥10,000）
 いずれも子どもアドボカシー学会の専定受講料を志す
テキスト：「子どもアドボケイト養成講座」 堀 正嗣（朝石書店）
 各自で購入いただき、講座に持参ください。
申し込み方法：以下のGoogleフォームよりお申し込みください。
<https://forms.gle/ae5R7bWOhbFRK6GCA>
お振込み先：ゆうちょ銀行 記号 17670 番号 29904001
 NPO法人子どもの権利オンズバーンがさき
 (後金振替簿からは、店名七六八 口座7台 振替番号 2990400)
 お申し込みの履歴をもって発行完了とさせていただきます。

10/16(月) 〆期です



<カリキュラムと講師> すべてオンライン開催。フレックスタイムでのグループ協議あり。
 ※の講師は、事前に講義動画を（YouTube）の視聴が前提です。

日程	時間	内容	講師
10/23 (月)	18:50～19:30	オリエンテーション	オンズながさき
	19:30～20:30	※ 子どもアドボカシーとは	堀 正嗣
11/3 (金・祝)	11:00～12:00	※ 子どもの権利条約と子どもの権利	野 藤一
	13:00～15:00	子どもの権利の理解（演習）	オンズながさき
	15:15～17:15	当事者・経験者が語るアドボカシー	田中 謙博
11/13 (月)	19:00～20:00	※ 子どもアドボカシーの歴史と役割	堀 正嗣
	20:15～21:15	※ 障害児・乳幼児のアドボカシーとは	堀 正嗣
11/20 (月)	19:00～20:00	※ 子どもの多様性の理解	高橋 弘恵
	20:15～21:15	※ 個別アドボカシーとは	米岡 聖英
11/27 (月)	19:00～20:00	※ 国際アドボカシーとは	奥村 仁美
12/11 (月)	19:00～21:00	レポート発表、振り返り、修了式	野 藤一

申し込み受付終了後、受講にあたっての詳細メールをお送りします。

【講師】 前講師、臨時講師
 堀 正嗣（南本学園大学）
 野 藤一（信州学園大学）
 田中 謙博（東洋大学大学院）
 高橋 弘恵（NPO法人チャイルドラインあいち）
 米岡 聖英（大分大学）
 奥村 仁美（子どもアドボカシーセンターOSAKA）

子どもの思いや願いを伝える、子ども支援 第三者機関
NPO法人 子どもの権利オンズバーンがさき
 〒850-0057 長崎市大東町4-26-303
 (NPO法人長崎子ども権利センター2階)
 TEL 095-825-0533
 メール kombinagasaki@gmail.com




VI 研修・会議

1 研修

(1) 子どもアドボカシー学会への参加

昨年度から継続して子どもアドボカシー学会(堀正嗣代表(熊本学園大学教授))に団体会員として加盟しました。毎月1回開催される定例研究会(ZOOMによるオンライン)に参加し、子どもアドボカシーに関する様々なテーマをそれぞれの専門家から学ぶ機会となりました。

長崎県でも子どもアドボカシー事業が行政主導で開始され、当法人の理事も数名アドボケイトとして活動しています。

2 会議

(1) 令和5年度 第1回不登校児童生徒の支援に係るフリースクール等との連携協議会への参加

日時:2023年(令和5年)8月22日(火)10:00~11:30

場所:GoogleMeetによるオンライン開催

主催:長崎市教育研究所

目的:不登校児童生徒への社会的自立に向けた支援を行う観点から、教育委員会・学校とフリースクール等民間の団体とが連携し、相互に協力・補完し合いながらの取組を推進する。

内容:参加団体による情報共有・意見交換など

令和5年度 第2回不登校児童生徒の支援に係るフリースクール等との連携協議会への参加

日時:2024年(令和6年)3月5日(火)14:00~15:30

場所:GoogleMeetによるオンライン開催

主催:長崎市教育研究所

目的:不登校児童生徒への社会的自立に向けた支援を行う観点から、教育委員会・学校とフリースクール等民間の団体とが連携し、相互に協力・補完し合いながらの取組を推進する。

内容:「学校との連携における成果」に関する協議、「教育研究所から今後の不登校に係る取組について」など

今年度も2回開催され、どちらも相談員1名が参加しました。

特定非営利活動法人子どもの権利オンブズパーソンながさき定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人子どもの権利オンブズパーソンながさきとする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を長崎市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は子どもに関する相談支援事業を行うとともに、子どもの権利条約の周知、子どもに関する制度や施策への提言などを行い、子どものいのちと権利が大切にされ、子どもが安心してSOSを発信することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 子どもに関する相談支援事業
 - ② 子どもに関する施策や制度等への提言等を行う制度改善事業
 - ③ 子どもの権利条約等、子どもの権利に関する広報啓発事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、事業運営に携わる個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助する個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入する。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。

- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事は、理事会で選任し、総会に報告する。

- 2 代表理事は、理事会において理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、総会において選任する。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 理事は、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事は理事会、監事は総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事は理事会、監事は総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 事業報告及び活動決算

(2) 監事の選任又は解任、職務及び報酬

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) 合併

(6) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(7) その他、運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定又はIT・ネットワーク技術の活用により、出席者が一堂に会するのと同等に双方向性、即時性が確保された電話会議やテレビ会議(以下「テレビ会議等」という。)により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者又はテレビ会議等による参加者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2) 理事の選任又は解任、職務及び報酬
- (3) 入会金及び会費の額
- (4) 資産の管理方法
- (5) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (6) 事務局の組織及び運営
- (7) 総会に付議すべき事項
- (8) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (9) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事又は代表理事が指名した理事がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決める。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定又はテレビ会議等により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面若しくは電磁的方法による表決者又はテレビ会議等による参加者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その管理方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行う。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定による理事会の議決を得た事業計画および活動予算は、当該事業年度中の通常総会に報告しなければならない。
- 3 第1項に規定した理事会の議決を得た事業計画および活動予算の変更は、理事会の議決を経て行うことができる。ただし、変更された内容に関して、理事会は、当該事業年度終了後の通常総会に報告するものとする。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
代表理事 古豊 慶彦
理事 居村 弘子
同 中村 結花
同 古豊 史子
同 村上 龍則
同 森田 知美
監事 近藤 みどり
同 森 満樹子
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和3年5月末日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から令和2年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 年会費 6,000円
 - (2) 賛助会員 年会費 3,000円

附則

この定款は令和2年7月8日から施行する。

附則

この定款は、令和6年6月18日から施行する。

第5年度 決算

NPO法人子どもの権利オンブズパーソンながさき

2023年4月1日～2024年3月31日

〈収入の部〉

摘要	第5年度予算	第5年度決算	増減	内訳・備考
正会員会費	78,000	84,000	6,000	年6,000円×14名
賛助会費	96,000	81,000	△ 15,000	年3000円×27名（団体2、個人25）
運営基金	100,000	115,000	15,000	1口1,000円×115口
寄付金	800,000	776,336	△ 23,664	(株)福祉医療共済会より30万、団体5万、他個人より
助成金		250,000	250,000	①日教弘長崎支部 奨励金助成事業
		300,000	300,000	②長崎県民間団体自殺対策事業費補助金
	3,483,000	3,573,000	90,000	③WAM助成金3,483,000円+養成講座参加費90,000円
		272,000	272,000	④未来基金ながさき 助成金17万、シンポ参加費102,000円
事業収入	101,000	579,000	478,000	アドボカシー事業（学会共催アドボケイト基礎講座）
その他収入	50,000	136,341	86,341	預金利息、講師・執筆謝金等(10件)
収入計	4,708,000	6,166,677	1,458,677	

〈支出の部〉

摘要	第5年度予算	第5年度決算	増減	内訳・備考
事業費	20,000	66,900	46,900	個別相談、街頭子どもアンケート、講師派遣など
		511,385	511,385	アドボカシー事業（学会共催アドボケイト基礎講座）
助成金事業		252,476	252,476	①日教弘長崎支部 奨励金助成事業
		345,911	345,911	②長崎県民間団体自殺対策事業費補助金事業
	3,584,000	3,609,182	25,182	③WAM助成事業
		257,944	257,944	④未来基金ながさき「ながさき子ども応援基金」
役員報酬	480,000	480,000	0	代表理事（月4万円）
会議費	15,000	15,680	680	総会、監査、評議員会、ZOOM利用謝金
賃借料	360,000	285,000	△ 75,000	オンブズルーム賃借料（月3万円）、1月～月5千円
研修費	10,000	0	△ 10,000	※助成金にて実施
旅費交通費	35,000	7,560	△ 27,440	相談員交通費、事務局行動費
通信運搬費	70,000	59,808	△ 10,192	相談専用電話代、郵送代、インターネット、振込手数料
諸会費	10,000	10,000	0	子どもアドボカシー学会
印刷製本費	10,000	1,800	△ 8,200	封筒印刷費
雑費	20,000	15,981	△ 4,019	消耗品、租税公課
事務所費		24,000	24,000	事務所謝金（子ども劇場へ月2千円）
予備費	94,000	8,140	△ 85,860	ルーム移転費用（ネームプレート、スペアキー）
支出計	4,708,000	5,951,767	1,243,767	
当期損益	0	214,910	214,910	
前期繰越損益	161,302	161,302	0	
差引（次期繰越金）		376,212	376,212	

<貸借対照表>

2024年3月31日現在

I 資産の部		II 負債の部	
科目	金額	科目	金額
現金	17,423		
預貯金	347,789		
振替口座	0		
4～6月ルーム借料	前払金 15,000	前受金	4,000
		次期繰越金	376,212
合計	380,212	合計	380,212

次年度会費（一部）



NPO 法人子どもの権利オンブズパーソンながさき 2023年度事業報告書
2024年7月 発行

編集・発行／NPO 法人子どもの権利オンブズパーソンながさき

〒850-0057 長崎県長崎市大黒町 4-26-303 (NPO 法人長崎県子ども劇場連絡会内)
TEL・FAX:095-825-6151 (月火木金10:00~17:00)
ホームページ:<https://komb-nagasaki.sakura.ne.jp/>
メールアドレス:komb.nagasaki@gmail.com

相談専用電話 080-3187-9156

開所時間 水曜日 11時~19時 木曜日 18時~21時 土曜日 14時~18時

※上記時間のみ相談電話がつながります

※祝祭日、年末年始をのぞきます